

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり農地中間管理機構から住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和元年 9 月 27 日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	住所及び事務所の所在地		変 更 年月日
	新	旧	
公益財団法人 長野県農業開発公社	長野市大字南長野 北石堂町 1177 番地 3	長野市大字南長野 字幅下 692 番地 2	令和元年 10 月 1 日

農村振興課